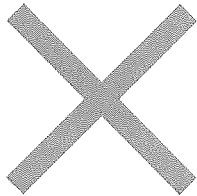


整骨院・接骨院で健康保険が
使えない場合

- 日常生活からくる疲労・肩こり・筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなどの病気からくる痛みやしびれ
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善がみられない長期にわたる施術
- 過去の交通事故等による後遺症
- 仕事中や通勤途中のケガに対する治療・施術



整骨院・接骨院で健康保険が
使える場合

- 急性または亜急性（急性に準ずるもの）の外傷性のケガによる捻挫、打撲、挫傷（肉離れを含む）
- 骨折・脱臼（応急手当処置を除き、医師の同意が必要）



整骨院・接骨院では、 健康保険の使える範囲が 限られています

整骨院・接骨院 Q & A

Q 休日にテニスをして筋肉痛です。整（接）骨院にかかろうと思っていますが、健康保険は使えますか？

A 使えません
スポーツなどからくる筋肉痛や筋肉疲労に対する施術は、全額自己負担となります。

Q 最近、肩こりがひどいのですが、整（接）骨院では健康保険が使えますか？

A 使えません
日常生活からくる肩こりに対する施術は、全額自己負担となります。

Q 通勤途中にケガをしました。整（接）骨院では健康保険は使えますか？

A 使えません
通勤途中でのケガの場合、労災保険扱いとなります。

Q 過去の交通事故の後遺症があるのですが、整（接）骨院では健康保険は使えますか？

A 使えません
交通事故の後遺症など慢性化した症状への施術は、全額自己負担となります。
症状が長期にわたる場合は別の病気など内科的要因も考えられるので、病院で医師の診察を受けましょう。

整骨院・接骨院の看板に「各種保険取扱」と書かれていても、すべての施術に健康保険が使えるわけではありませんのでご注意ください。

当組合では、整骨院・接骨院からの請求に誤りがないか、負傷原因や施術日数等の確認をしています。みなさんの大切な保険料を正しく使うためにも、照会文書が届きましたらご回答くださいますようお願いいたします。

なお、**回答書の記入は、整骨院・接骨院に相談せずに記入ください。**